

平成26年度指導監査の結果について

1. 監査日時 平成26年 8月13日～8月14日
2. 監査対象 えびな南養護老人ホーム
えびな南特別養護老人ホーム
3. 監査対象期間 平成24年 8月30日（前回監査実施日）
から監査実施日まで

4. 指導監査の文書指摘事項

事業所	指摘事項と改善内容	
施設共通	指摘内容	経管栄養の実施にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法及び関連通知等に基づいて適切に行ってください。
	事実と原因	<p>（事実）</p> <p>平成25年3月12日発出の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正（喀痰吸引等関係）、厚生労働省医政局長通知を把握したうえで、認定特定行為業務従事者認定証（経過措置を含む）の交付を受けた介護職員が、可能な限り安全に行えるように仕組みを構築（手順書や品質記録、マニュアル）し、教育を行って医行為を実施している。</p> <p>介護職員には、平成22年4月1日発出厚生労働省医政局長通知のことも説明し、我々の考え（例えば、通知ではチューブの接続は看護職員または省令第1条に掲げる第2号研修を受けた介護職員で無ければならないが、経過措置の認定特定行為業務従事者認定証を受けた介護職員であっても、仕組みと教育により安全に行えていること、看護職員、第2号研修修了介護職員限定での対応だと経管栄養の人の対応に限りがでてしまい、利用者ニーズに応えることができないことなど）を伝えたくて対応してもらっている。</p>
	改善措置	今までの考え方を変わらず、今後も継続して経過措置の認定特定行為業務従事者認定証を受けた介護職員であっても対応していくとともに、省令第1条に掲げる第2号研修修了介護職員の養成に努める。